

「小児かかりつけ診療料」に関する説明書

当院では、当院を継続して受診され、同意された患者さんに、小児科の「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。登録希望の方は受付にご相談ください。

〈登録対象〉6歳未満（小学校にあがる前年の3月31日まで）で当院に4回以上（予防接種や健診での受診も含めて）の受診歴のあるお子さんとなります

- 急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による問い合わせに対応しています。

診察のある日の22時までとなります。夜間・深夜・早朝時間帯や休診日、当院がやむを得ず対応できない場合などには、下記の提携医療機関や、小児救急電話相談にご相談ください。

●小児救急電話相談 #8000

●世田谷区医師会初期救急診療所（松原） 03-5301-0899（平日受付19時半から22時、土曜17時から21時半、日曜・祝日・年末年始9時から11時半,13時から21時半）

●東京都医療機関案内サービス「ひまわり」03-5272-0303

患者さん・ご家族へのお願い

- 緊急時など、都合により他の医療機関を受診した場合には、次に当院を受診した際にお知らせください。（他の医療機関で受けた投薬なども、お知らせください。）
- 健康診断の結果や、予防接種の受診状況を定期的に確認しますので、受診時にお持ちください。（母子健康手帳に記載されています。）

「小児かかりつけ診療料」に関する同意書

「小児かかりつけ診療料」について説明を受け、理解した上で、おむすび小児科クリニック 医師 小松祐美子を主治医として、病気の際の診療、継続的な医学管理、予防接種や健康に関する相談・指導等を受けることに同意いたします。

※ 「小児かかりつけ診療料」は1人の患者さんにつき1か所の医療機関が対象となっています。他の医療機関で同じ説明を受けた方は、署名する前にお申し出ください。

※ご兄弟姉妹の方もそれぞれの同意書が必要となり、同意書のないお子さんは診察時間内対応となります。

同意書年月日 20 年 月 日

（患者氏名）

（保護者署名）

（電話・携帯登録番号）